

《鳴門市農業委員会 4月総会 議事録》

開催日時 平成30年4月27日(金) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階 第2会議室

出席委員

1番	大西 善郎	2番	小川 利	4番	金田 善雄
5番	木下 茂	6番	齋藤 はつ子	7番	柴田 精治
8番	谷口 清美	10番	中井 弘	11番	仲須 眞理
12番	長谷目 隆	13番	濱堀 秀規	15番	板東 幸雄
16番	藤本 詳治	17番	増金 義文	18番	松村 多美子
19番	向 栄治	20番	八木 健治		

欠席委員

3番	小田 常雄	9番	手塚 弘二	14番	林 博子
----	-------	----	-------	-----	------

議 案

議案第1号	農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)	
		所有権移転 2件
議案第2号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	2件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について	5件
議案第4号	事業計画変更について	2件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について	8件
②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	3件
③農地法第5条第1項第6号の規定による届出について	3件
④農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法)	2件
⑤農地法第18条第6項の規定による通知について(残存小作地の合意解約)	1件
⑥使用貸借解約について	4件
⑦非農地証明願について	2件
⑧地目照会について	1件

事務局長 定刻が参りましたので、ただ今から平成30年4月の農業委員会を開会いたします。

開会にあたり、谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。

それではまず事務局より委員定数のご報告をいたします。委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達しております。よって鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、この後の進行は谷口会長にお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、本日の議事録署名人を選任します。

本日の署名人は4番金田委員、5番木下委員にお願いいたします。

それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。

まず、『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。

申請番号1番の案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 2件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。

無いようでございますので、採決いたします。

申請番号1番の案件について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番の案件については原案通り承認といたします。

次に、申請番号2番の案件について、所管の農林水産課からの説明をお願いします。

農林水産課係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について 2件>
・申請番号2について申請内容説明

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。
無いようでございますので、採決いたします。
申請番号2番の案件について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議
ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番の案件については原案通り承認といたします。
以上で『議案第1号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第2号』農地法第3条の規定による許可申請についての審議に入
ります。
まず、事務局より申請内容の説明をお願いします。

事務局係長 <2. 農地法第3条第1項の規定による許可申請について 2件>
 ・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

八木委員 20番。申請地は、鳴門市川崎会館北側にある農地です。
譲受人である▲▲さんは大麻町で水稻と菌床椎茸の栽培を行っております。申
請地にはこれまでも水稻が作付けされていましたが、譲り受け以後も同様に水稻
を作付けする計画となっており、周辺の農地への影響はありませんので、この申
請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号1番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り許可といたします。
次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんからご意見をお願いします。

小川委員 1番。申請地は、島田小学校北側約1kmにある農地です。
譲受人である▲▲さんは島田島で水稻及び野菜を生産しており、約55年の農業
経験があります。申請地の譲り受け以後は、周辺の所有農地と一帯管理を行い、

果樹を栽培する計画となっております。周辺農地への影響はありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
申請番号2番について採決いたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案通り許可といたします。
以上で『議案第2号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
申請番号1～5番の案件について、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 5件>
・申請番号1～5について申請内容説明
<4. 事業計画変更について 2件> (※関連案件のため一括して説明)
・申請番号1～2について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんより、ご意見をお願いします。
申請番号1番の地元委員さんをお願いします。

事務局係長 地元委員の小田委員が欠席のため、代読いたします。
申請地は、松茂のスマートインターチェンジから西へ約1.2kmに位置する農地です。
貸人と借人は親子であり二世帯住宅の建設を計画していたところ、実家から近く市道にも接している申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の申請となりました。
建築予定の建物は農家住宅であるため、都市計画法に基づく開発許可は不要となっており、転用者と徳島県の担当部局で事前確認が取れています。
敷地周囲にはコンクリート擁壁の新設を行い周囲の農地へ被害を与えないようにする計画であり、排水についても地元水利組合の同意を得られておりますので、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、松茂スマートインターチェンジから西へ約1.2kmに位置し、住宅地の中に存在する10ha未満の広がりのない第2種農地に該当します。

貸人と借人は親子であり、現在、板野郡北島町で住んでおりますが、二世帯住宅の建設を計画したところ、実家から約30mと近くにあり、市道にも接する申請地が住宅敷地として適地であると判断したため、今回の許可申請がありました。

造成については、上土を取り除いた上で40cm盛土し、さらにクラッシャーランで10cm盛土する計画となっており、周囲にはコンクリート擁壁を新設して土砂・雨水の流出を防ぎ、隣接する農地への被害防除を図ります。

排水については家屋南西側に新設する浄化槽から、市道東側に存在する排水路に放流する計画となっており、地元水利組合の同意も得ております。

また建築予定の建物は農家住宅であるため、都市計画法に基づく開発許可は不要となっており、転用者と徳島県の担当部局で事前確認が取れています。

他に適当な土地もなく、周囲への影響も軽微であることから事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

谷口会長 それではお諮りします。

申請番号1番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案通り許可することといたします。

次に、申請番号2番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

木下委員 5番。申請地は、JA徳島北堀江事業所の北東へ約370mにある農地です。

譲受人は板野郡藍住町で▲▲という建築関連事業を行う法人の代表取締役です。譲受人が、建設資材置場の代替用地を探していたところ、本店から比較的近く、また譲受人の自宅からも近い申請地を取得することができることとなったため、平成30年1月に転用許可申請があり許可がなされております。

しかし、許可後に公図には記載されていなかった申請地が含まれていることが判明したため、申請地を合筆し、追加で申請がありました。

前回の転用計画と変更がないこと、隣接する農地との間には既設のコンクリート擁壁があり、周辺農地へ被害を与えないことから許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、J A徳島北堀江事業所の北東へ約370mに位置し、集落内に存在する農地で10ha未満の広がりがない第2種農地に該当します。

譲受人は板野郡藍住町で▲▲という建築関連事業を行う法人の代表取締役です。▲▲は徳島市応神町で1,212㎡の建設資材置場を借り、利用していましたが、その賃貸借契約が本年3月末で終了するため、代替用地を探していました。そこで、法人の本店から6.7kmと比較的近く、また譲受人の自宅からも近い申請地を取得することができることとなったため、平成30年1月に転用許可申請があり、許可がなされております。

しかし前回の許可後に、公図には記載されていなかった譲渡人の●●氏所有の「■■」が「◆◆」の公図内に含まれていることが判明したため、現況の土地利用状態に適合させるために「■■」を「◆◆」に合筆し、「■■」の部分につき、追加で農地法第5条申請及び事業計画変更協議申請がありました。

計画では前回の転用計画と変更なく、造成は行わずに除草のみ行い利用する予定であり、申請地の隣接する農地との間には既設のコンクリート擁壁があり、周辺農地へ被害を与えることはありません。

排水については雨水のみのため、地下浸透にて対処します。

他に適当な土地もなく、周囲への影響もないことから事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

谷口会長 それではお諮りいたします。

申請番号2番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番については原案通り承認することといたします。

次に、申請番号3番の案件について、地元委員さんよりご意見をお願いします。

事務局係長 地元委員の小田委員が欠席されているので、代読させていただきます。

申請地は、松茂スマートインターチェンジから西へ700mにある農地です。譲受人である▲▲は申請地の北側にある農地につき、平成27年6月19日に農業用倉庫・作業場及び農業用資材置場の転用目的で許可を得ております。その後、追加で事業計画変更協議書が農業委員会に提出され、平成28年3月31日付けで承認されております。

譲受人は当該施設に隣接する農地で観光農園を開始しておりますが、駐車場が不足することが判明したため、当該施設の南側の申請地を駐車場用地として取得するため今回の申請となりました。

計画では、排水については周囲に素掘りの水路を設置して、土砂、雨水等の流

出を防ぎ、周囲の農地への被害防除を図る計画となっており、地元水利組合の同意も得られておりますので、許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、松茂スマートインターチェンジから西へ700mに位置し、おおむね10ha以上の集団的優良農地が広がる地域で、甲種農地に該当しています。

譲受人である▲▲は、申請地の北側にある「■■及び◆◆」につき農業振興地域の整備に関する法律に指定された用途変更を行い承認され、平成27年6月19日に農業用倉庫・作業場及び農業用資材置場の転用目的で許可を得ております。

その後、農業経営について検討した結果、市場出荷のみでは経営が厳しいとの経営判断を行った結果、複合的に農業経営を行えるようにするため、「■■及び◆◆」で農産物直売所・農業用倉庫・加工場を建設する目的で事業計画変更協議書が農業委員会に提出され、平成28年3月31日付けで承認されており、当該施設は今年5月末のオープンを予定しております。

昨年、譲受人は当該施設に隣接する農地で観光農園を開始しており、観光農園への来場者と当該施設の来場見込みを計算した結果、現在計画している駐車場では容量が不足することが判明したため、当該施設の南隣にある申請地を駐車場用地として追加取得する必要があったため、今回の申請となりました。

申請地は農業振興地域内農用地ではありますが、今回の申請に併せて農業振興地域の整備に関する法律に指定された用途変更の手続きがなされております。

農業用施設は、農業者自らの生産する農産物等の販売施設又は農業者自らの生産する農産物等を原材料として製造（加工）したものを販売する場合は条件付で認められており、施設の利用のために必要不可欠な駐車場も、農業用施設と一体で整備する場合には認められます。

計画では、良質な山土にて整地後、密粒アスコンを敷設する計画となっており、排水については周囲に素掘りの水路を設置することで、土砂、雨水等の流出を防ぎ、周囲の農地への被害防除を図っており、地元水利組合の同意も得られております。

なお、今回の農業用施設駐車場の追加取得にあたっては、新たな開発許可申請は不用となることを、県土整備局の建築指導担当に確認済みです。

農地転用の不許可の例外である農用地利用計画において指定された用途に供するものである場合（農地法第4条第2項ただし書）に該当しており、他に適当な土地もないことから当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号3番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号3番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号4番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

濱堀委員

13番。申請地は、大幸集会所の西へ約80mにある農地です。
貸人と借人は親子であり、自宅敷地内に所有する農業用倉庫の建て替えにあたり、申請地を農業用倉庫敷地として使用する必要が発生したため、今回の許可申請となりました。
計画では、2階建てで建床面積210㎡の農業用倉庫を建設する予定であり、建築にあたっては、被害防除のために周囲をコンクリート擁壁で囲んだ上で造成します。また排水については新設する浄化槽より排水する計画であり、地元総代会の同意も得られております。周辺農地への影響もないことなどから許可しても問題ないと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長

申請地は、大幸集会所の西へ約80mに位置し、集落に囲まれた広がりのない小規模な第2種農地に該当します。
貸人と借人は親子であります。今回、自宅敷地内に所有する農業用倉庫が老朽化により建て替えの必要に迫られており、借人名義で農業用倉庫を新築するにあたり建築面積が増加し、農業用倉庫敷地として申請地を使用する必要が発生したため、今回の許可申請となりました。
なお申請地は農業振興地域内農用地ではありますが、今回の申請に併せて農業振興地域の整備に関する法律に指定された用途変更の手続きがなされております。
事業計画では、2階建て、建床面積210㎡の農業用倉庫を建設する予定であり、建築にあたっては、被害防除のために周囲をコンクリート擁壁で囲んだ上で山土を埋め戻して造成し、排水については新設する浄化槽より既存水路に排水する計画であり、地元総代会の同意も得られてあります。また倉庫新築敷地には道路敷地が含まれておりますが、当該部分につき、市担当部局に払い下げの手続きが申請されております。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号4番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号4番については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号5番の案件について、地元委員さんよりご意見を申し上げます。

谷口会長 8番。申請地はJR池谷駅の西にある農地です。
借人は太陽光発電事業等を行う法人であり、新たな太陽光発電施設用地を探していたところ、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地につき、借り受ける契約がまとまったため、今回の申請となりました。
事業計画では、施設周囲にフェンスを設置することで被害防除を図り、また雨水については地下浸透で対処する計画です。周辺農地への影響もないことなどから許可しても問題ないと考えます。

谷口会長 ただ今地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に、事務局より、農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地はJR池谷駅の西に隣接する農地であり、市街地化が見込まれる地区と判断できることから第2種農地に該当します。
借人は徳島市に本店を置き、太陽光発電事業等を行う法人であり、新たな太陽光発電施設用地を探していたところ、日当たりが良く、太陽光発電事業に適している申請地につき、借り受ける契約が纏まったため、今回の申請となりました。
事業計画では、太陽光発電パネルを924枚設置、250kwの発電出力が見込まれております。
本設備は平成30年1月に四国経済産業局から再生可能エネルギー発電事業計画の認定を受けており、四国電力株式会社との電力受給契約も平成29年9月に締結されております。
事業計画では、他所からの土砂搬入は行わずに不陸正整を行うのみであり、施設周囲にフェンスを設置することで被害防除を図ります。また雨水については地下浸透で対処する計画です。資金計画も妥当であり、他に適当な土地もなく、周辺農地への影響もないことなどから、事業計画については適当と認められますので、当該申請につきましては許可やむを得ないと思われま

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号5番の案件について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号5番については原案どおり承認することといたします。
以上で『議案第3号』については全てご審議いただきました。
次に、『議案第4号』事業計画変更についてに入ります。
事務局からの説明及び地元委員さんからのご意見については、先ほどの『議案第3号』の際にいただいておりますので、早速ではございますが、『議案第4号』について採決いたします。
まず、申請番号1番の案件について、お諮りいたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番の案件については原案通り承認することといたします。
次に、申請番号2番の案件について、お諮りいたします。
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号2番の案件については原案どおり承認することといたします。
以上で、『議案第4号』についてはすべてご審議いただきました。
次に、『議案第5号』報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長 <5. 報告事項 24件>

- | | |
|-----------------------------------|----|
| ①農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 8件 |
| ②農地法第4条第1項第7号の規定による届出について | 3件 |
| ③農地法第5条第1項第6号に規定による届出について | 3件 |
| ④農地法第18条第6項の規定による通知について（経営基盤法） | 2件 |
| ⑤農地法第18条第6項の規定による通知について（残存小作地の解約） | 1件 |
| ⑥使用貸借解約について | 4件 |
| ⑦非農地証明願について | 2件 |
| ⑧地目照会について | 1件 |

谷口会長 ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。

無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認することといたします。

以上で本日の議案については全てご審議いただきました。

その他何かございませんか。

それでは、これもちまして平成30年4月の総会を終了いたします。

ありがとうございました。

閉会 14時45分

平成30年4月27日

会 長 谷口 清美

議事録署名者 金田 善雄

議事録署名者 木下 茂